

## 静岡青葉ライオンズ旗争奪少年少女サッカーリーグ戦ホームページバナー広告実施要項

### (目的)

第1条 この要綱は、静岡青葉ライオンズ旗争奪少年少女サッカーリーグ戦を実施する静岡サッカー協会4種少年委員会が維持管理するホームページに、サッカーチームをはじめ民間企業等のバナー広告を掲載する場合の原則を定めるものであり、もってホームページの信頼性を保ち、リーグ戦参加チームへのサービスの維持及び向上を図ることを目的とする。

### (バナー広告掲載の基本原則)

第2条 バナー広告を掲載する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域の社会及び経済の健全な発展等を図るため、次のことに留意しなければならない。

- (1) 公正で誠実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること。
- (5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること。

### (バナー広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するバナー広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもので4種少年委員会が不相当であると認めるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載するバナー広告として4種少年委員会が不相当であると認めるもの

### (バナー広告の規格等)

第4条 バナー広告の規格及び掲載位置並びに掲載期間等については、当該ホームページの目的又は用途を妨げない範囲内とする。

- (1) バナー広告の規格は、縦60px×横130pxとする
- (2) 掲載位置は、トップページの指定位置とする。
- (3) 掲載期間は、1年以内とする。なお、継続を妨げない。

2 バナー広告の表現については、第3条及び第4条に適合するものでなければならない。

### (バナー広告の掲載方法等)

第5条 バナー広告の掲載は、4種少年委員会へ一定額以上の協賛を行った団体、法人等が掲載を希望する場合に掲載申請を行うことができるものとする。

- (1) 協賛額1万円以上の場合1年間
- (2) 協賛額5,000円以上1万円未満の場合6カ月間

### (バナー広告掲載内容等の審査)

第6条 広告掲載内容や広告主に関する審査については、この要綱に基づき、4種少年委員会が行い、掲載の可否を判断することとする。

### (雑則)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、4種少年委員会が定めるものとする。

附則 (施行期日) 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。